

進出企業を資金面からサポートする手厚い支援制度

加賀市では下記のように、多面にわたる支援措置があります。お気軽にご相談ください。

優遇税制		企業立地促進優遇税制				
固定資産税 (用地・建物・ 設備)、都市 計画税(用地・ 建物)の免除	製造業 研究所等 植物工場 (小塩工場 団地以外)	要件	投資額：5億円超	投資額：1億円超※1		
			新規雇用人数：10人以上	新規雇用人数：5人以上		
		免除 年数	新築・増築	8年	4年	
			中古	4年	2年	
		成長産業分野※2	上記年数+2年		上記年数+2年	
	運輸業	要件	投資額：3億円超	投資額：1億円超		
			新規雇用人数：10人以上	新規雇用人数：5人以上		
		免除 年数	新築・増築	3年		
		中古	3年	2年		
	地域牽引事業		地域未来投資促進法に基づく石川県の認定を受けた事業 3年免除			
その他		操業会社が資産を取得しない場合でも、工場を取得し、一定の要件を満たす子会社等であれば対象となります。詳細は、お尋ねください。				

※1 地域未来投資促進法総務省令に定める農林漁業及びその関連業種（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業）にあつては、投資額の要件は5,000万円超となります。

※2 成長産業分野とは情報通信、健康・医療・福祉・介護、環境・エネルギー、航空・宇宙、自動車関連等の分野を言います。

優遇税制 + 補助金		企業立地促進優遇税制				
優遇税制 + 補助金	情報通信 ソフトウェア 情報処理業	要件	新規雇用人数：10人以上	新規雇用人数：2人以上		
		免除 年数	新築	6年	3年	
			中古	3年	2年	
	本社機能 移転※3	要件	新規雇用人数：2人以上			
		免除年数	移転型（東京23区）3年間免除	拡充型3年間10分の1		
	企業立地促進補助金					
情報通信 ソフトウェア 情報処理業	要件	新規雇用人数：2人以上				
		補助金	市民新規雇用人数×30万円（初年度のみ）		上限額： 総額2,500万円	
			回線使用料1/2（最大3年）			
	土地建物賃借料1/2（最大5万円/月、最大3年）					
本社機能 移転※3	要件	新規雇用人数：2人以上				
	雇用に対する助成	市民新規雇用人数×30万円（初年度のみ） 上限額：総額3,000万円				

※3 本社機能とは、総務・人事、企画・調整、情報処理、国際事業などの全社的な業務を言います。

優遇税制 + 補助金		企業立地促進優遇税制				
優遇税制 + 補助金	ベンチャー 企業	対象者	新技術又は高度な知識を基に革新的な事業を行なうもの 本市の産業振興に資する成長産業分野であつて、製造、製品開発又は 研究を行なう事業並びにこれらに付随する事業を主業とするもの			
		要件	創業者または従業者が加賀市内に居住すること			
		免除 年数	新築	3年		
			中古	2年		
	企業立地促進補助金					
ベンチャー 企業	要件	創業者または従業者が加賀市内に居住すること				
		補助金	市民新規雇用人数×30万円（初年度のみ）		上限額： 総額2,500万円	
			回線使用料1/2（最大3年）			
			土地建物賃借料1/2（最大5万円/月、最大3年）			
事業所開設、広告宣伝、通信環境、設備等に係る 経費1/2（初年度のみ 最大100万円※4）						

※4 加賀市イノベーションセンター内インキュベーションルーム退去者は最大50万円

加賀市役所 企業誘致室

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 (TEL 0761-72-7820 FAX 0761-72-7991)

URL <http://www.city.kaga.ishikawa.jp/> E-mail kigyuu@city.kaga.lg.jp